

○厚生労働省告示第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一 (略)	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）第一号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百五号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じ</p>

地域区分		サ-ビス種類	割合
一級地	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援	千分の千百十四 千分の千百十八 千分の千百二十	
二級地	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援	千分の千九十一 千分の千九十四 千分の千九十六	

地域区分		サ-ビス種類	割合
一級地	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 (新設) (新設) (新設) 地域相談支援	千分の千百三 千分の千百六 千分の千百八	
二級地	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 (新設) (新設) (新設) 地域相談支援	千分の千百十 千分の千百十九 千分の千四十四 千分の千八十六 千分の千八十九 千分の千九十	

て同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

四級地		三級地																		
就労定着支援 重度障害者等包括支援 短期入所 行動援護 同行援護 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 就労定着支援	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援	地域相談支援	自立生活援助	就労定着支援	短期入所	行動援護	同行援護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援	
	千分の千七十二	千分の千七十一	千分の千六十八	千分の千九十九	千分の千九十二								千分の千九十	千分の千八十九	千分の千八十六	千分の千二十八	千分の千百二十八	千分の千百六	千分の千九十八	千分の千九十八

四級地		三級地																	
(新設) 就労定着支援 重度障害者等包括支援 短期入所 行動援護 同行援護 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 (新設)	就労移行支援	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援	地域相談支援	(新設) 自立生活援助	(新設) 就労定着支援	短期入所	行動援護	同行援護	就労移行支援	自立訓練	就労継続支援	共同生活援助	施設入所支援	生活介護	計画相談支援
	千分の千六十	千分の千五十九	千分の千五十七	千分の千九十九	千分の千七十三								千分の千七十二	千分の千七十一	千分の千六十八	千分の千二十	千分の千九十九	千分の千九十二	千分の千九十二

六級地		五級地	
自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援 生活介護 施設入所支援 共同生活援助 就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 (削る)	自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援 生活介護 施設入所支援 共同生活援助 就労継続支援 自立生活援助 自立生活援助 地域相談支援 計画相談支援 生活介護 施設入所支援 共同生活援助 就労定着支援 短期入所 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護 就労移行支援 自立訓練 就労継続支援 共同生活援助 施設入所支援 就労移行支援	千分の千七十三 千分の千七十九 千分の千九十六 千分の千五十七 千分の千五十九 千分の千六十	千分の千三十四 千分の千三十五 千分の千三十六

六級地		五級地	
(新設) 生活介護 行動援護 同行援護 重度訪問介護 居宅介護	(新設) 地域相談支援 計画相談支援 生活介護 施設入所支援 共同生活援助 就労継続支援 (新設)	千分の千六十一 千分の千六十六 千分の千八十 千分の千三十四 千分の千三十五 千分の千三十六	千分の千十八 (新設)

三級地			二級地			一級地	地域区分
東京都	千葉県	埼玉県	(削る)	(削る)	大阪府	神奈川県	東京都府県
八王子市、調布市、小金井市、小平市、日野市	さいたま市、和光市	(削る)	(削る)	横浜市、川崎市	(削る)	(削る)	地 域
東京都	千葉県	埼玉県	(削る)	(削る)	東京都	(削る)	(略)
町田市、狛江市、多摩市	八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市	さいたま市、和光市	(削る)	(削る)	東京都	(削る)	(略)

二
(略)

短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援
--

三級地			二級地			一級地	地域区分
東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都府県
調布市、小平市、日野市	さいたま市、志木市	つくば市	芦屋市	大阪府	鎌倉市、厚木市	稲城市、西東京市	(略)
東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	東京都	千葉県	東京都府県
八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	さいたま市、志木市	つくば市	茨城県	兵庫県	東京都	千葉県	(略)
八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	さいたま市、志木市	つくば市	茨城県	兵庫県	東京都	千葉県	(略)
八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	さいたま市、志木市	つくば市	茨城県	兵庫県	東京都	千葉県	(略)
八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	さいたま市、志木市	つくば市	茨城県	兵庫県	東京都	千葉県	(略)

二
前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 (新設) (新設) 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援
--

五級地		四級地																																			
茨城県	(削る)	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、守	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	兵庫県	神戸市、西宮市、宝塚市	兵庫県	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	大阪府	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	神奈川県	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市	東京都	立川市、青梅市、昭島市、東村山市、東大和市	千葉県	船橋市、浦安市、袖ヶ浦市	茨城県	(削る)	茨城県	取手市、牛久市、つくば市	兵庫県	(削る)	兵庫県	芦屋市	大阪府	守口市、大東市、門真市	愛知県	名古屋市	神奈川県	鎌倉市	、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、稲城市、西東京市

五級地		四級地																																						
茨城県	宮城県	福岡県	広島県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	奈良県	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	横濱市、川崎市、海老名市、名古屋市、刈谷市、豊田市	高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市、高石市	西宮市、宝塚市	天理市	水戸市、土浦市、石岡市、守谷市	鶴ヶ島市	千葉市、市川市、松戸市、習志野市、富津市、四街道市	三鷹市、青梅市、小金井市、東村山市、東久留米市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市、愛川町	豊明市	鈴鹿市	大津市、草津市	京都市	堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、摂津市、島本町	神戸市、尼崎市	奈良市、大和郡山市、川西町	広島市、府中町	福岡市	仙台市	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか

(削る)	谷市
埼玉県 (削る)	朝霞市、志木市、新座市、ふじみ野市
千葉県	市川市、松戸市、佐倉市、習志野市、市原市、四街道市
東京都	東久留米市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村
神奈川県	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町
(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
愛知県	刈谷市、豊田市、豊明市
(削る)	(削る)
滋賀県	大津市、草津市
京都府	京都市
大阪府	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市
兵庫県 (削る)	尼崎市、川西市、三田市

栃木県	市、那珂市、大洗町、東海村、阿見町、宇都宮市
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	木更津市、茂原市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、白井市、長柄町、長南町、奥多摩町
東京都	
神奈川県	平塚市、逗子市、秦野市、伊勢原市、葉山町、寒川町、山北町、清川村
山梨県	甲府市
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市
愛知県	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、長久手市
三重県	津市、四日市市
滋賀県	守山市、栗東市、野洲市
京都府	宇治市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町、宇治田原町
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、豊能町、忠岡町、千早赤阪村
兵庫県	伊丹市、川西市、三田市、猪名川町
奈良県	大和高田市、橿原市、御所市

		六級地	
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
神奈川県 三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村	東京都 武蔵村山市、奥多摩町	千葉県 木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町	埼玉県 川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町
栃木県 宇都宮市、下野市、野木町	群馬県 高崎市	茨城県 古河市、龍ヶ崎市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、東海村、阿見町、利根町	宮城県 仙台市
福岡県 福岡市	広島県 広島市、府中町		

		六級地	
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
富山県 富山市、南砺市	神奈川県 小田原市、三浦市、二宮町、中井町、大井町、箱根町	東京都 東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	千葉県 野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町
埼玉県 熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、杉戸町、白岡町、松伏町	群馬県 前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町	栃木県 栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町	茨城県 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
北海道 札幌市	宮城県 名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	福岡県 福岡市、大野市、下野市、野木町	（新設）

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	(削る)	(削る)	(削る)
宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、龜山市	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、日進市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町	静岡市、沼津市、御殿場市	岐阜市	(削る)	(削る)	(削る)

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	
向日市、長岡京市、木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村	彦根市、長浜市、甲賀市、高島市、米原市、多賀町	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町	豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	岐南町、笠松町、坂祝町	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村	福井市	金沢市

宮城県	名取市
茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町
栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町、前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町
群馬県	熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町
千葉県	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、栄町、長柄町、長南町
東京都	瑞穂町
神奈川県	箱根町
新潟県	新潟市
富山県	富山市、南砺市
石川県	金沢市、内灘町
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、下諏訪町
岐阜県	大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤

香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	
高松市	徳島市	周南市 、坂町	東広島市 、廿日市市 、海田町 、熊野町	岡山市	和歌山市 、橋本市 、紀の川市 、岩出市 、かつらぎ町	天理市 、橿原市 、桜井市 、御所市 、香芝市 、葛城市 、宇陀市 、山添村 、平群町 、三郷町 、斑鳩町 、安堵町 、川西町 、三宅町 、田原本町 、曾爾村 、明日香村 、上牧町 、王寺町 、広陵町 、河合町	姫路市 、加古川市 、三木市 、高砂市 、小野市 、加西市 、加東市 、稲美町 、播磨町	城陽市 、大山崎町 、久御山町 、井手町	近江市 、米原市 、多賀町	長浜市 、野洲市 、湖南市 、高島市 、東近江市 、菟野町 、朝日町 、川越町 、東員町	名張市 、いなべ市 、伊賀市 、木曾岬町 、幸田町 、設楽町 、東栄町 、豊根村	豊橋市 、一宮市 、半田市 、豊川市 、蒲郡市 、犬山市 、常滑市 、江南市 、小牧市 、新城市 、東海市 、高浜市 、岩倉市 、田原市 、清須市 、豊山町 、大口町 、扶桑町 、飛島村 、阿久比町 、東浦町 、幸田町 、設楽町 、東栄町 、豊根村

その他	福岡県		北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川町、粕屋町
	全ての都道	長崎県	
一級地から七級地まで以外の地域	福岡県	長崎県	佐賀市

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第6の1の二及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。

その他	福岡県		一級地から六級地まで以外の地域
	全ての都道	福岡県	

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）別表介護給付費等単位数表第6の1のハ及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。